4　移行期間中の郵便貯金銀行及び郵便保険会社の業務に関する規制の在り方の検討（附則第二条の四関係）

⑴　郵政民営化委員会は、郵政民営化法第十九条第一項第一号の規定による意見を述べるときは、併せて、次の事項について検証を行い、その結果に基づき、郵政民営化推進本部長に意見を述べるものとする。

イ　移行期間中の郵便貯金銀行の業務に関する規制が郵便貯金銀行と他の金融機関等（郵政民営化法第百五条第一項に規定する金融機関等をいう。）との間の競争関係及び郵便貯金銀行の経営に及ぼす影響

ロ　移行期間中の郵便保険会社の業務に関する規制が郵便保険会社と他の生命保険会社（郵政民営化法第百三十五条第一項に規定する生命保険会社をいう。）との間の競争関係及び郵便保険会社の経営に及ぼす影響

⑵　政府は、⑴による郵政民営化委員会の意見を踏まえ、郵政事業の状況、郵政事業を取り巻く社会経済情勢の変化等を勘案し、移行期間中の郵便貯金銀行及び郵便保険会社の業務に関する規制の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第２　日本郵政株式会社法の一部改正

1　基盤的サービスを受けることができる環境の維持に関する責務

日本郵政株式会社は、その業務の運営に当たっては、地域住民が必要な基盤的サービスを受けることができる環境の維持に資するため、地域における需要に応じ、郵便の業務等に係る経営資源が活用されるようにする責務を有する。（第五条第三項関係）

2　地域貢献基金の創設

⑴　地域貢献資金の交付

日本郵政株式会社は、日本郵便株式会社に対し、日本郵便株式会社が地域貢献業務（第３の２⑴の地域貢献業務をいう。）を実施する場合において、その実施に要する費用の一部に充てるものとして、地域貢献資金を交付するものとする。（第六条の二関係）

⑵　地域貢献基金

イ　日本郵政株式会社は、第３の２⑵による通知を受けたときは、地域貢献資金の交付の財源として地域貢献基金を設け、ロ又はハにより積み立てる金額をもってこれに充てるものとする。（第十二条の二第一項関係）

ロ　日本郵政株式会社は、次の株式の処分により利益金を生じた場合において、地域貢献基金を設けているときは、当該株式の処分がされた日の属する事業年度の翌事業年度の末日までに、当該利益金の額に相当する金額の全部又は一部を地域貢献基金に積み立てなければならない。（附則第三条の三第一項関係）

㈠　郵便貯金銀行の株式の全部を処分する日までの間における当該株式の処分

㈡　郵便保険会社の株式の全部を処分する日までの間における当該株式の処分

ハ　日本郵政株式会社は、剰余金のうち総務省令で定めるものの一部を地域貢献基金に積み立てることができる。（第十二条の二第二項関係）

ニ　日本郵政株式会社は、地域貢献基金を設けたときは、地域貢献基金に係る経理について、その他の経理と区分して整理しなければならない。（第十二条の二第三項関係）

ホ　日本郵政株式会社は、地域貢献基金を設けたときは、毎事業年度終了後三月以内に、その事業年度において地域貢献基金に積み立てた金額等を記載した書類を総務大臣に提出しなければならず、提出をしたときはその旨を公表しなければならない。（第十二条の二第四項、第十六条第二項及び附則第三条の三第二項関係）

ヘ　日本郵政株式会社は、日本郵便株式会社の業務又は財産の状況に照らして日本郵便株式会社法第五条第一項の責務の履行の確保が困難であると認めるときは、イにかかわらず、地域貢献基金の一部を取り崩し、日本郵便株式会社に対し、当該取り崩した額に相当する金額を当該責務の履行に要する費用に充てるための資金として交付することができる。（第十二条の三関係）

3　剰余金の配当の特例

政府の所有する株式に対する剰余金の配当については、日本郵政株式会社は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律第一条の規定にかかわらず、政府以外の者の所有する株式一株に対して配当する剰余金の額に一を超えない範囲内で政令で定める割合を乗じて得た額を政府の所有する株式一株に対して配当しなければならない。（第十一条の二関係）

4　日本郵政株式会社と日本郵便株式会社、関連銀行及び関連保険会社との協議

⑴　日本郵政株式会社は、日本郵政株式会社法第五条第一項の責務を果たすため、日本郵便株式会社、関連銀行及び関連保険会社に対し、必要な協議を求めることができる。（第十六条の二第一項関係）

⑵　総務大臣は、日本郵政株式会社法第五条第一項の責務の履行の確保が図られるよう、日本郵政株式会社、日本郵便株式会社、関連銀行又は関連保険会社に対し、⑴の協議に関し、必要な助言をすることができる。（第十六条の二第二項関係）

5　罰則

２⑵ホに違反して書類を提出しなかったこと等に対して所要の罰則を設ける。（第二十一条関係）

第３　日本郵便株式会社法の一部改正

1　基盤的サービスの提供

⑴　基盤的サービス提供業務の本来業務への追加等

イ　日本郵便株式会社の目的に、基盤的サービス提供業務を営むことを追加する。（第一条関係）

ロ　日本郵便株式会社法において「基盤的サービス提供業務」とは、公共サービス基本法第二条に規定する公共サービスその他の地域住民が日常生活及び社会生活を営む基盤となるサービス（以下「基盤的サービス」という。）の提供であって、日本郵便株式会社が国若しくは地方公共団体又は基盤的サービスを提供する事業者の委託を受けて、郵便の業務等に係る経営資源（郵便の業務、銀行窓口業務及び保険窓口業務を行うための施設、郵便物の集配ネットワーク、郵便局ネットワークその他の郵便の業務、銀行窓口業務及び保険窓口業務に係る経営資源をいう。⑵及び３⑵ロ㈡において同じ。）を活用して行うものに係る業務をいう。（第二条第五項関係）

ハ　日本郵便株式会社は、その目的を達成するため、他の本来業務の遂行に支障のない範囲内で行う次の業務を営むものとする。（第四条第一項関係）

㈠　地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律に規定する事務取扱郵便局において行う郵便局取扱事務に係る業務

㈡　基盤的サービス提供業務（㈠の業務を除く。）

ニ　日本郵便株式会社は、ハ㈡の業務を営もうとするときは、あらかじめ、総務大臣に届け出なければならない。（第四条第四項関係）

⑵　基盤的サービスを受けることができる環境の維持に関する責務

日本郵便株式会社は、その業務の運営に当たっては、地域住民が必要な基盤的サービスを受けることができる環境の維持に資するため、地域における需要に応じ、郵便の業務等に係る経営資源が活用されるようにする責務を有する。（第五条第二項関係）

⑶　基盤的サービス提供業務の実施に関する協議

日本郵便株式会社は、国若しくは地方公共団体又は基盤的サービスを提供する事業者から、特定の郵便局における⑴ハ㈡の業務の実施に関する協議を求められたときは、これに応じなければならない。（第七条の二関係）

2　地域貢献業務の実施の努力義務等

⑴　日本郵便株式会社は、本来業務の遂行に支障のない範囲内で、郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務及びこれに附帯する業務のうち、次のいずれにも該当すると認められるもの（⑵において「地域貢献業務」という。）をできる限り実施するよう努めるものとする。（第四条第五項関係）

イ　地域住民の生活の維持のために必要であること。

ロ　日本郵便株式会社以外の者による実施が困難であること。